

# 平成29年度 決算実務の直前対策

- ◆税効果会計の法定実効税率は(各種税率に係る改正、自治体の超過税率の改正等を受けて)!
- ◆税効果会計に係るBS表示の改正、注記事項の追加の早期適用は!
- ◆所得拡大促進税制の改正への対応は(要件の見直し、上乘せ措置の適用は)!
- ◆外形標準課税における負担軽減措置等への対応、付加価値割に係る所得拡大促進税制への対応は!
- ◆退職給付会計のマイナス金利問題の最新動向(ASBJの審議等)は!
- ◆中小企業経営強化税制、固定資産税の軽減措置への対応は!

平成30年3月期以降の年次決算を迎えるにあたって、会社計算規則、会計基準、実務指針、税法・通達などの内容を踏まえた適正な決算・申告を行わなければなりません。そのためには、会社計算規則、会計基準や税制改正の内容を十分に理解・整理した上での的確な対応が求められます。

第1に、法人税率、地方法人税率、法人事業税率、各地方自治体の超過税率を再確認し、かつ、税効果会計における法定実効税率を適切に整理する必要があります。また、「税効果会計に係る会計基準」の改正の早期適用が認められる予定ですが、その場合は繰延税金資産・繰延税金負債の表示の改正および注記の追加に対応する必要があります。

第2に、平成29年度税制改正により、所得拡大促進税制が大幅に見直されました。中小企業者以外の法人と中小企業者の取扱いが異なることとなった点に留意する必要があります。また、上乘せ措置の適用にも留意する必要があります。

第3に、繰越欠損金の控除制限割合が順次拡大しており、税効果会計における繰延税金資産の回収可能性の判断にも影響する点に留意する必要があります。

第4に、外形標準課税に係る負担軽減措置は年度ごとに内容が変わりますので、平成30年3月期における取扱いを整理する必要があります。適用にあたって用いる税率など、実務上の留意点を確認する必要があります。

第5に、マイナス金利下において、退職給付債務の計算に用いる割引率が問題となります。企業会計基準委員会において統一した恒久的な取扱いを設定するための審議が行われており、最新の動向等を見て判断する必要があります。

本セミナーでは、新しい法令・規則・通達などを総合的に踏まえ、決算直前に押さえておくべき留意事項をわかりやすく解説し、来たる決算・税務申告に向けて万全の準備ができるように、各種記載例および別表記載例なども交えて詳しく解説します。

## ◆ 開催要項 ◆

日 時 平成30年1月18日(木)・3月14日(水)  
10:00~16:30

会 場 I.M.Y.ビル 名古屋市東区葵 3-7-14(メルパルク北)

受講料 会員 26,000円  
(1名様につき) 読者 30,000円  
その他 39,000円

テキスト・  
昼食代・  
消費税含む

※「無料クーポン適用対象」講座

申込方法 申込書に記入の上FAXして下さい。  
※会員の場合は、申込書右側に「**会員用**」としてあります。  
お申込受付次第、**請求書と受講票**を送付致します。  
◇キャンセルの場合は、開催日の前日までに必ずご連絡下さい。  
なお、原則として受講料の返金は致しませんので、ご都合のつかない場合は代理の方の参加をお願い致します。

申 込 先 **税務研究会・中部支局**  
〒460-0008 名古屋市中区栄3-1-1 広小路本町ビルディング5F  
TEL(052)261-0381(代) **FAX(052)261-0383**

## ◆ 講師紹介 ◆

新日本有限責任監査法人 公認会計士・税理士 **太田達也氏**

慶応大学卒業後、第一勧業銀行(現みずほ銀行)を経て、昭和63年公認会計士2次試験合格、平成4年公認会計士登録。現在、書籍の執筆、セミナーの講師として活躍中。

著書に、「固定資産の税務・会計」完全解説、「解散・清算の実務」完全解説、減損会計の仕組みと業種別対応のすべて、「純資産の部」完全解説、改正商法の完全解説、改正商法の実務Q&A、新会社法の完全解説、「リース取引の会計と税務」完全解説(以上税務研究会)など多数。



# 主なセミナー内容

## 1 会社計算規則等の確認(改正の有無、当期に新たに必要となる注記事項等)

## 2 税効果会計への対応

- (1) 税率の改正を踏まえた法定実効税率の算定
- (2) 「税効果会計に係る会計基準」の改正(早期適用可)
  - ①繰延税金資産・繰延税金負債の表示の改正
  - ②注記の追加(評価性引当額の内訳、税務上の繰越欠損金に関する事項)

## 3 退職給付会計におけるマイナス金利に係るASBJの取扱い(最新の動向)

## 4 法人税率その他の各税率の改正

- (1) 法人税率
- (2) 地方法人税
- (3) 法人事業税率
- (4) 地方法人特別税率
- (5) 地方自治体の超過税率の改正内容

## 5 繰越欠損金に係る改正

- (1) 平成30年3月期に適用される控除制限
- (2) 設立法人の特例

## 6 所得拡大促進税制に係る改正

- (1) 中小企業者以外の法人の取扱い
- (2) 中小企業者の取扱い

- (3) 平成29年度税制改正による上乗せ措置の内容
- (4) 設立法人の特例との関係(中小企業者のみ対象に)
- (5) 別表6(23)の記載例

## 7 中小企業経営強化税制の適用

- (1) 適用対象設備等
- (2) 別表6(22)および特別償却の付表(8)の記載例
- (3) 確定申告書に添付すべきもの

## 8 固定資産税の軽減措置

- (1) 適用対象設備等(平成29年度税制改正により拡充)
- (2) 償却資産税の申告書に添付すべきもの

## 9 中小企業投資促進税制に係る改正(対象設備の縮小)

## 10 試験研究費の税額控除制度に係る改正

- (1) 時限措置による上乗せ措置
- (2) 対象となる試験研究の追加

## 11 外形標準課税に係る対応

- (1) 平成30年3月期に適用される負担軽減措置の内容(比較に用いる税率)
- (2) 付加価値割に係る所得拡大促進税制の改正(上乗せ措置はなし)

## 12 その他

119342	1/18(木)	
119346	3/14(水)	

## 「平成29年度 決算実務の直前対策」

セミナー申込書(名古屋会場)

※いずれかに○印をお付けください。

No. \_\_\_\_\_

お客さまコード

平成 年 月 日

〒 <input type="text"/> - <input type="text"/>			
所在地			
フリガナ			
社名			
部 課 名	TEL	FAX	
フリガナ			
参加者氏名			
e-mailアドレス		@	
振込先金融機関	銀行・郵便(どちらかに○)	振込予定日	月 日

※銀行振込の場合、手数料はお客様負担となります。

※ご記入いただいた個人(法人)情報は、当社商品の案内やセミナー開催に関する情報を提供する以外の目的では利用いたしません。また、登録情報は、厳重に管理し、第三者に開示することは一切ございません。

税務研究会 中部支局 行

〒460-0008 名古屋市中区栄3-1-1(広小路本町ビルディング5F)

電話 (052)261-0381(代)

FAX (052)261-0383

HP